



愛媛県報

発行 愛媛県

令和元年9月6日金曜日 第36号

◇ 目 次 ◇ 規 則

健康増進法施行細則の一部を改正する規則..... (健康増進課) ... 444

告 示

地籍調査事業計画の公表..... (農政課) ... 444

急傾斜地崩壊危険区域の指定について..... (砂防課) ... 445

道路の供用開始（県道新居浜東港線）..... (東予地方局管理課) ... 445

開発行為に関する工事の完了..... (中予地方局建築指導課) ... 445

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令..... (健康増進課) ... 445

公営企業公告

遠隔操作型内視鏡下手術支援ロボットシステムの借入れ..... (公営企業管理局総務課) ... 446

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第16号

健康増進法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年9月6日

愛媛県知事 中村時広

健康増進法施行細則の一部を改正する規則

健康増進法施行細則（平成15年愛媛県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第8条 省略</p> <p>第9条 省略</p>	<p>（特別用途表示の許可の申請書の提出部数）</p> <p>第8条 法第26条第2項の規定により知事を経由して厚生労働大臣に提出する申請書の部数は、正副3通とする。</p> <p>第9条 省略</p> <p>第10条 省略</p>

附 則

この規則は、令和元年9月7日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第486号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項に規定する令和元年度の事業計画を、令和元年8月22日次のとおり定めた。

令和元年9月6日

愛媛県知事 中村時広

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘要
	玉谷地区	令和2年3月31日まで	地籍調査
松山市	藤野地区	〃	〃
	城山地区	〃	〃
	和気地区	〃	〃
	南吉田地区の一部	〃	〃
	上総地区	〃	〃
宇和島市	水口地区	〃	〃
	神次郎地区	〃	〃
	東垣生地区	〃	〃（概況調査）
	下畑地の第9	令和2年3月31日まで	地籍調査
	高串の第3	〃	〃
	高串の第4	〃	〃
	下畑地の第10	〃	〃

	高串の第5 高串の第6	" "	" "
西条市	中野の一部、黒瀬の一部 荒川の一部、黒瀬の一部	令和2年3月31日まで	地籍調査
		"	"

○愛媛県告示第487号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び市役所において縦覧に供する。

令和元年9月6日

愛媛県知事 中村時広

宮ノ浦西（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成12年11月愛媛県告示第1572号）宮ノ浦西の項で指定した標柱4号、標柱3号及び標柱2号を順次結

んだ線、標柱2号と次に掲げる地番の土地に存する標柱11号を結んだ線及び標柱11号と標柱4号を結んだ線に囲まれた区域

市町		字	地番	標柱
宇和島市	吉田町法花津	小深浦	1番耕地9番1	11号

小名B（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成3年11月愛媛県告示第1574号）小名Bの項で指定した標柱6号と標柱5号を結んだ線、標柱5号と次に掲げる地番の土地に存する標柱14号から標柱16号までを順次結んだ線及び標柱16号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域

市町		字	地番	標柱
宇和島市	吉田町立間	小名	2番耕地1614番2	14号
			2番耕地1587番1	15号
			2番耕地1584番	16号

○愛媛県告示第488号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年9月6日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	新居浜東港線	新居浜市郷四丁目甲232番3から 同市郷四丁目甲192番2まで	令和元年9月6日

○愛媛県告示第489号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和元年9月6日

愛媛県中予地方局長 尾崎幸朗

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
元中局建（開）第26号 令和元年8月19日	伊予郡松前町大字北川原字塩屋西1279番1、1279番3、1302番、1303番、1304番	伊予郡松前町北川原塩屋西1279番地1 米山工業株式会社

訓令

○愛媛県訓令第10号

庁中一般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年9月6日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

別表第6(第4条関係)

知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項

Table with columns: 組織名, 事務の種類, 事項, 決裁区分 (知事, 専決者: 部長, 局長, 課長, 主幹). Rows include 健康増進課 items 1-11, 12, 13-20.

改正前

別表第6(第4条関係)

知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項

Table with columns: 組織名, 事務の種類, 事項, 決裁区分 (知事, 専決者: 部長, 局長, 課長, 主幹). Rows include 健康増進課 items 1-11, 12, 5, 6, 7, 8, 9, 13-20.

附則

この訓令は、令和元年9月7日から施行する。

公営企業公告

○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年9月6日

愛媛県公営企業管理者 兵頭 昭洋

1 入札に付する事項

(1) 件名

遠隔操作型内視鏡下手術支援ロボットシステムの借入れ

(2) 借入物品名及び数量

遠隔操作型内視鏡下手術支援ロボットシステム 一式 (使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

令和2年3月1日から令和8年2月28日まで

(5) 借入場所

愛媛県立中央病院 (愛媛県松山市春日町83番地)

(6) 設置完了日

令和2年2月28日(金)

(7) 入札方法

ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)に定義するシステム(以下「電子入札システム」という。)による。ただし、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にとっては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当する者

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) この公告で示す物品を借入期間の開始までに確実に納入できることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出方法等

- (1) 提出書類及び入札書の提出方法
電子入札システムによる。
- (2) 契約条項及び入札説明書の掲載場所
愛媛県入札情報公開システム上に掲載する。
<http://www.pref.ehime.jp/h40180/e-bid-nyuusatsu/>
- (3) 入札書のほかに提出する書類の受領期限
令和元年10月10日（木）午後5時00分まで。
- (4) 入札書の受領期限
電子入札システムによる場合は、令和元年10月25日（金）から令和元年10月29日（火）までの電子入札システム稼働時間中（午前9時00分から午後8時00分まで（ただし、10月29日は午前9時59分まで））。
紙入札による場合は、令和元年10月29日（火）午前9時59分まで。
- (5) 開札の日時及び場所
令和元年10月29日（火）午前10時00分
愛媛県公営企業管理局大会議室（愛媛県庁第二別館2階）
- (6) 問い合わせ先
愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話（089）912 1000 内線4623
又は（089）912 2794

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき令和元年10月10日（木）午後5時00分までに提出しなければならない。
なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 契約保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。
紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により3(6)に掲げる場所に提出すること。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Remote control type endoscopic surgery support robot system , 1 set
- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m . , 29 October 2019
- (3) For further information , please contact: Property Management Section , General Affairs Division , Public Enterprise Management Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2794